

奈良県告示第三百六十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

指定番号	指定区域	埋立地の区分
<p>廃一</p>	<p>御所市大字重阪一〇九六番地一一八、一〇九七番地八及び一一〇六番地</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第十三条の二第一号に掲げる埋立地</p>
<p>廃二</p>	<p>五條市大飼町九八番地の一部、九九番地、一〇〇番地、一〇一番地一、一六九番地一、一七〇番地、二二五番地二の一部、二二八番地の一部、二二九番地の一部、二二〇番地、二二二番地の一部、二二三番地地の一部、二二三番地の一部、二二三番地地の一部、二二六番地一、二二六番地一、二二八番地、二二九番地一、二二九番地二、二三〇番地、二三一番地、二三二番地一、二三三番地一、二三三番地二、二三四番地、二三五番地、二三六番地、二三七番地、二四〇番地一、二四〇番地二、二四一番地、二四二番地、二四三番地、二四四番地一、二四四番地二、二四五番地一、二四五番地二、二四五番地三、二四五番地四、二四六</p>	<p>令第十三条の二第一号に掲げる埋立地</p>

番地、二五九番地、二六〇番地及び二六一番地